

令和5年12月市議会 教育厚生委員会資料

第192号議案

長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正内容	2 ~ 3
2 追加議案となった経緯	3
3 新旧対照表(抜粋)	4 ~ 7
4 関係法令	8 ~ 9

市民健康部
令和5年12月

1 改正内容

(1) 概要

令和5年5月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が施行されたことに伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、条例を改正しようとするもの。

ア 対象 出産予定の国民健康保険の被保険者、又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という）

イ 対象期間 出産予定月の前月から翌々月までの4か月間
（但し、多胎妊娠の場合は3か月前から翌々月までの6か月間）

ウ 減額基準 出産被保険者に係る対象期間中の国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額

エ 国・地方の負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4（交付税措置あり）

オ 施行期日 令和6年1月1日

カ 令和5年度軽減見込み（1月～3月） 54件 1,658千円

【参考】

令和5年5月19日 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布（国民健康保険法、地方税法の一部改正）

令和5年7月20日 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の公布（国民健康保険法施行令、地方税法施行令の一部改正）

2 追加議案となった経緯

（1）経緯

条例改正の議案は、原則として、国が発出する条例参考例に倣い作成している。12月市議会定例会に議案を提出するため準備していたが、議案発送の直前に国から「疑義が生じたため条例参考例を訂正する予定である」旨連絡があったため、議案の提出をいったん見送り、国の動向を見守ることとした。

しかしながら、最終的には「条例参考例には誤りがなく訂正はしないこと」、また「疑義が生じる部分についてはQ&A(事務取扱)で対応すること」が国から示されたため、本市においても条例参考例のとおり議案を再度作成し、追加議案として提出した。

令和5年8月21日 「市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部改正について」発出

令和5年11月13日 「市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部改正について」最終版

令和5年11月20日 条例参考例を訂正する予定である旨のEメール受信

令和5年11月27日 条例参考例は訂正せず、Q&Aで対応する旨のEメール受信

3 新旧対照表（抜粋）

改正（案）	現行
<p>○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>（保険税の減額） 第28条（略） 2（略） 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から</p>	<p>○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>（保険税の減額） 第28条（略） 2（略）</p>

改正（案）	現行
<p>出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	

改正（案）	現行
<p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>第28条の2～第28条の3（略）</p> <p>（出産被保険者に係る届出）</p> <p>第28条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(3) 出産の予定日</p> <p>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</p>	<p>第28条の2～第28条の3（略）</p>

改正（案）	現行
<p>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	

4 関係法令

ア 地方税法 第703条の5 第3項

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

イ 地方税法施行令 第56条の89第4項

法第703条の5 第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 減額は、所得割額（納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第2項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。同号において同じ。））について行うこと。
- 2 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（総務省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

ウ 地方税法施行規則 第24条の30の5

政令第56条の89第4項第2号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第1号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合
- 2 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合